

第8回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成25年7月22日（月）18:00～20:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい3階大ホール

1 開会

2 議事

（1）第6回、第7回検討委員会の振り返り

- ・ 「市民と協働するまちづくり推進指針」や他の条例との関係性
- ・ 二元代表制との関係性

3 その他

4 閉会

【配布資料】

- 資料 1 第6回、第7回検討委員会 委員意見要旨
- 資料 2 条例、規則及び要綱の違い
- 資料 3 釧路市において想定される条例の効果
- 資料 4 小平都市計画道路に係る住民投票の経過
- 資料 5 感想記入シート
- 参考資料 1 釧路市市民意見提出手続条例
- 参考資料 2 条例の具体化に向けた取組状況について（札幌市）

【第2回配布資料】

- 参考資料 4 市民と協働するまちづくり推進指針

【第6回配布資料】

- 資料 5 逐条検討用資料

第 6・7 回検討委員会 委員意見要旨

分類		意見要旨
条例制定 の意義	指針との 関係	『市民と協働するまちづくり推進指針』との線引きはどう考えるべきか。『指針』があれば自治基本条例は必要ないのではないか。
		今、市民が『指針』を十分活かしているとは思えないので、『指針』を守り育てていく意識が大切。
		『指針』以外の仕組みも含めて網羅、体系化することが出来るし、市の内部要綱である『指針』と条例とでは、重みや認知度の点で違いが出る。
	他の条例 との関係	分野ごとの個別条例が整っているのに、今あえて、自治基本条例を作る意義がわからない。
		自治基本条例で、分野ごとの個別条例も含めた市の施策全体をまとめて記載し、体系化することで市民にとってわかりやすくする効果がある。
	二元代表制 との関係	市政に参加するのは一部の市民に限られ、関心のないサイレントマジョリティの意思が反映されない問題が残る。現在の二元代表制との整合性がとれないのでは。
住民投票制度で、一部の市民による恣意的な結果が出たときに、市長や議会が拘束されてしまう危険性がある。		
自治基本条例は、現行の地方自治の仕組みを覆す力はない。決定するのはあくまで市長や議会。それらを補完し活性化するためのもの。		
条項の 内容	4.定義	「市民」は住民に限定すべき。（義務を負う住民と、負わない住民以外とは区別が必要。地方自治法の趣旨は尊重すべき。）
		「市民」は住民に限定せず、幅広く捉えるべき。（まちづくりに関わる人を増やし、釧路を活性化する。「市民」と「住民」の使い分け。）
		法体系から考えると、地方自治法と異なる独自の解釈はすべきではないと思うので、市民と市民等で使い分けるのが良いのでは。
		市民は一般的に個人を指すもので、団体まで含めるのは適当ではない。団体については他の条項で規定すればこと足りる。
	5.市民	市民の定義が決まれば自ずから範囲も決まるので、ことさら外国人に言及する必要はないのでは。
		文言をどうするかは別として、障がい者の権利については是非言及して欲しい。
	7.議会・議員	自治基本条例は原則的な記載に留めておき、具体的な部分は議会基本条例に則して行うというスタイルがスッキリするのでは。
		わかりやすくするという観点からは、他の条例を引用する形は好ましくない。理念が損なわれなければ、議会基本条例と重複してもよいのでは。
		現行の議会報告会は継続するよう、自治基本条例の側でも情報公開を保障できる形になればよいと思う。
	8.コミュニティ	わかったつもりでわかっていない、という状況をさけるためにも「コミュニティ」という横文字は使うべきでない。
		コミュニティの核は町内会なので、組織率の低さを解消するよう、市民の加入を促すような条文案があればよいのだが。
		住民はコミュニティの中で暮らしており、活動しているコミュニティ組織にも責任があるということを明快な言葉で表して欲しい。

分類		意見要旨
条項の内容	9.情報公開・共有	情報共有については、市からだけでなく、市民からも地域の状況を市に提供することが大事で、良い言葉で明文化できればと思う。
		情報を共有するためには、市民も自分たちで情報を知る努力をするということを考えなければならない。
		情報共有を進めるには、行政側もパソコンの使用有無による情報格差と、関心がない人に対する情報提供を工夫する必要がある。
		帯広のように、あえて「説明責任」の条項を入れると、市民にとってわかりやすい形になるのではないか。
	10.市民参加・協働	他都市ではあまり例がないとしても、男女平等参画の条項は是非持つべきだと思う。
	12.最高規範性	条例同士に上下はないので、最高規範性を謳うことには疑問を感じる。
厳密な意味の最高規範性は持たせられない。市民の合意形成や他の条例への理念の反映で「事実上持たせる」ことしかできない。		
条例の実践		どうやって市民参加を促し、関心を高める努力をするのか。作文するのは簡単だが、実際は難しいのでは。
		市民参加を考える上で、この条例づくりの過程が大切。市民が参加できる環境をいかにつくっていくかを考える必要がある。
		サイレントマジョリティをどうまちづくりに取り込むかを考えなければならない。条例をつくる過程が、ある程度市民協働になる。
		条例を作る過程で、市民の意識を高めていくことが必要。議論がある程度まとまった段階で、市民周知のステップが必要。

条例、規則及び要綱の違い

1 条例

地方公共団体が日本国憲法第94条（※）を根拠とし、地方自治法の規定に基づき制定する、法規の一形式。

条例の制定・改廃は、議会の議決によって成立する。

※ 地方公共団体は、（中略）法律の範囲内で条例を制定することができる。

2 規則

地方公共団体の長が制定する、地方公共団体の法規の一形式。

規則は、条例に違反することはできない。

3 要綱

法律、条例、規則等の法規とは異なり、行政機関の内部規定。

法規ではないことから、法的拘束力はない。

	制定の根拠	制定権者	性格	法的拘束力
条例	憲法	議会	法規	あり
規則	地方自治法	市長	法規	あり
要綱	なし	市長 (担当部局)	内規	なし

1. 社会情勢の変化

- (1) 人口と世代構成の変化
- (2) 行政運営にかけられる財源の縮小
- (3) 災害等非常時に求められる備えの増大



2. 直面する課題

行政が、市民個々の事情を全て尊重できる選択肢をそろえた対応をすることは不可能になりつつある
(まちづくりの財源と効力の範囲の限界)

例① 個人情報保護



- 釧路市個人情報保護条例の運用
- 情報公開や情報提供等の際に、個人情報の適切な取扱いを行う



- 孤立世帯の増加、孤独死等地域の問題が顕在化
- 個人情報保護が地域の個別実態情報の把握の障害になることも

例② 防災・減災の対応



ハザードマップ

- 行政が主導し、防災計画や対策をたて、有事に備える
- 3.11以降、特に高まる防災・減災意識



- 最終的に生死を分けるのは自らの日頃の備えと迅速な避難行動
- 必要な備えは個人で異なる

例③ 域内循環の取り組み



域内循環ロゴマーク

- 必要なモノをなるべく地元企業から購入し、企業の内部留保を蓄えて、地域経済の体力を整える
- 釧路市中小企業基本条例の運用



- 個人の消費行動は自由
- インターネットショッピングや域外資本の大型店の利用

例④ 都市規模の適正化



- 身の丈にあった都市計画
- コンパクトなまちづくりの推進
- 中心市街地の活性化



- 個人の投資行動は自由
- 経済の原理に従った不動産投資

例⑤ CO2の排出抑制



- 市・市民・事業者が協働して、地域レベルでの温暖化対策の取り組みを推進
- 釧路市地球温暖化対策地域推進計画の実行



- 脆弱化する公共交通
- 過度な個人車両への依存による温室効果ガスの排出

今までの取り組み

行政サービスの提供 ⇒ 本来の役割は「市民の福祉・生活の向上」
(まちづくりの領域は「福祉・生活の向上」に留まらない)

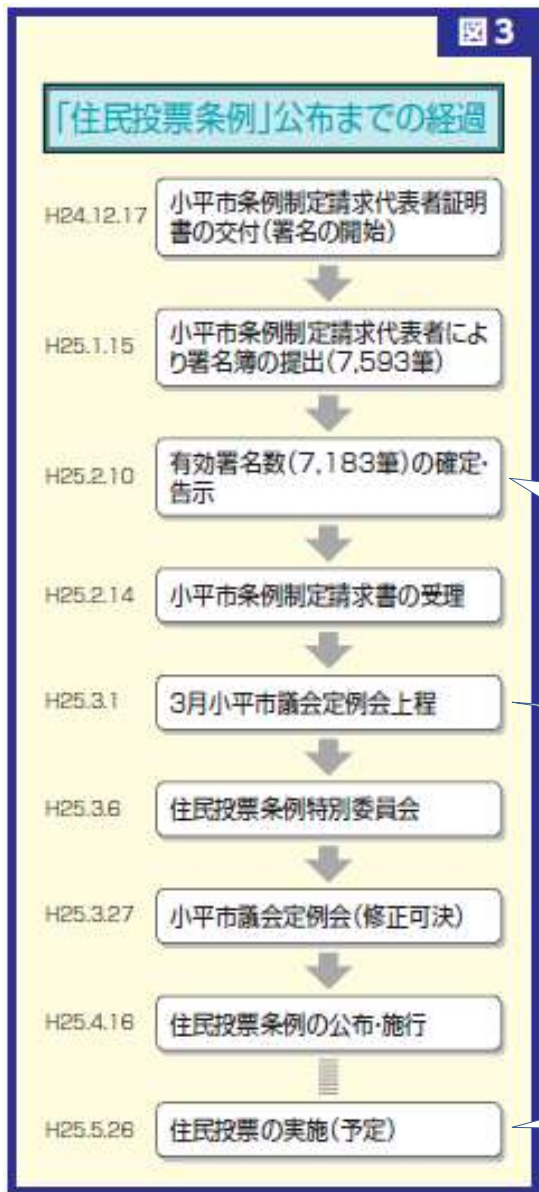


今後の取り組み

行政と市民が共に力を発揮した「まちづくり」を行うことで、持続可能な都市を目指す



そのために必要な基盤となるルールが「自治基本条例」



(参考) 小平市自治基本条例
第14条 市は、市政に関する重要な事項について、市民、議会又は市長の発意に基づき、市民の意思を直接確認するため、市民による投票（以下「市民投票」という。）を実施することができる。

○地方自治法（抄）
第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（中略）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（中略）の制定又は改廃の請求をすることができる。

○東京都の小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について住民の意思を問う
住民投票条例
（住民投票の成立の要件）
第13条の2 住民投票は、投票した者の総数が投票資格者の総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。

投票率が50%に満たなかったため、不成立となり、開票もされない。

FAX送信先：0154-22-4473

資料5

(釧路市都市経営課宛)

感想記入シート

第8回検討委員会（平成25年7月22日開催）	
※委員会の感想、 委員長への質問、 事務局への要望 等、自由に記入し てください。	

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp

○釧路市民意見提出手続条例

平成19年3月22日

釧路市条例第11号

改正 平成19年12月14日条例第76号

(目的)

第1条 この条例は、市民意見提出手続に関して必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策又は施策を定める計画及び条例、規則その他の規準（以下「政策等」という。）の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(市民意見提出手続)

第2条 この条例において「市民意見提出手続」とは、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「策定等」という。）に当たり、当該政策等の策定等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、これらに対する市民からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、当該意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(定義)

第3条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

2 この条例において「市民」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有する者
- (6) 市民意見提出手続に係る政策等に利害関係を有する者

(対象)

第4条 市民意見提出手続の対象となる市の基本的な政策等の策定等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的政策を定める計画、各行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃

(2) 次に掲げる条例の制定又は改廃

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に影響を与える条例（分担金、使用料、加入金、手数料その他これに類する料金の額に係る部分を除く。次号において同じ。）

ウ 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例

(3) 市民生活、事業活動に影響を与える規則（規程及び告示を含む。）の制定若しくは改廃又は審査基準、処分基準及び行政指導指針の設定若しくは改廃

(4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改廃

（適用除外）

第5条 市の基本的な政策等の策定等が、次の各号のいずれかに該当するものである場合は、この条例の規定を適用しない。この場合において、第1号又は第2号に該当するものであるときはその理由を次条第3項の規定の例により公表するものとし、第1号に該当するものであるときは政策等の策定等の後に市民の意見を聴くよう努めるものとする。

(1) 迅速又は緊急を要するもの

(2) 軽微なもの又は裁量の余地のないもの

(3) 法令その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他意見提出手続と同様の手続を行うもの

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの

（政策等の案の公表等）

第6条 実施機関は、政策等の策定等をしようとするときは、当該政策等の策定等の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の策定等の案（以下「政策等の案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点

(3) 市民が政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配付、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。

4 実施機関は、第2項各号に掲げる資料に対して、市民から資料の追加を求められた場合

において必要と認めるときは、速やかに当該資料を補正し、又は追加資料を作成するものとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、前条の規定による政策等の案の公表に併せ、当該政策等の案について市民から意見等の提出を求めるものとする。

2 意見等の提出期間は、原則として30日以上とし、実施機関が意見等の提出を求める際に明示する。

3 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便又は信書便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

4 意見等を提出しようとする市民は、原則として住所又は所在地、氏名又は名称その他規則で定める事項を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定等の意思決定を行ったときは、当該政策等の案に対して提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、提出された意見等のうち、単なる賛否のみを表明するもの又は意見等を求めている政策等に関連のないものについては、実施機関の考え方を公表しないことができる。

3 前項の規定による公表は、原則として意思決定の時点までに行うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、釧路市情報公開条例（平成17年釧路市条例第24号）第10条に規定する情報に該当するものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。

5 第2項の公表方法については、第6条第3項の規定を準用する。

(意思決定の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が第6条及び第7条の規定に準

じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の策定等を行うときは、市民意見提出手続を行わないで政策等の策定等の意思決定をすることができる。

- 2 法令により、縦覧等の手続が義務付けられている政策等の策定等にあつては、この条例と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この条例の手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

(一覧表の作成等)

第10条 市長は、市民意見提出手続を行っている政策等の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により、常時市民に情報提供するものとする。

(地域協議会への報告)

第11条 市長は、毎年1回、各実施機関における市民意見提出手続の実施状況を取りまとめ、地域協議会（釧路市地域協議会条例（平成17年釧路市条例第296号）第3条に規定する各地域協議会をいう。）に報告するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 実施機関がこの条例の施行の日から60日以内に策定等をする政策等については、この条例は、適用しない。

附 則（平成19年12月14日条例第76号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

